(c)　公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

締約国が自国の金融サービス提供者に対し(b)又は(c)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、「サービス」には、当該活動を含める。

3　第八・一条（定義）(o)の規定及び第十・二条（適用範囲）2(c)に規定する定義は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

4　第八・十一条（現地における拠点）の規定は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

5　この附属書とこの協定の他の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この附属書の規定が優先する。

第三条　新たな金融サービス

1　各受入締約国は、新たな金融サービスについて、同様の状況において法令を制定し、又は現行の法令を修正することなく自国の金融機関に対して当該新たな金融サービスを提供することを許可することとなる場合には、自国の領域において設立された他の締約国の金融機関に対し、自国の領域において当該新たな金融サービスを提供することを許可するよう努める。(注)

注　締約国は、新たな金融サービスを提供することを許可するに当たり、新たな規制又は他の補助的な措置を定めることができる。

2　新たな金融サービスの提供については、申請が承認される場合には、受入締約国の関連する免許に係る要件、制度上の又は法的な形態に係る要件その他の要件に従うことを条件とする。

第四条　信用秩序の維持のための措置

締約国は、この協定の他の規定にかかわらず、信用秩序の維持のための措置(注)（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げられない。当該措置については、この協定の規定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

注　締約国は、「信用秩序の維持」には、個々の金融機関又は金融サービス提供者の安全性、健全性又は財務上の責任の維持並びに支払及び清算の制度の安全性並びに財務上及び運営上の健全性の維持を含むことを了解する。

第五条　特定の情報の取扱い

この協定のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第六条　承認

1　締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、国際基準設定機関、他の締約国又は非締約国による信用秩序の維持のための措置を承認することができる。(注)　その承認は、措置の調和その他の方法により行うことができるものとし、当該国際基準設定機関、他の締約国若しくは非締約国との協定若しくは取決めに基づいて行い、又は一方的に与えることができる。

注　第八・六条（最恵国待遇）のいかなる規定も、締約国に対し、他の締約国による信用秩序の維持のための措置に対し承認を与えることを要求するものと解してはならない。

2　1に規定する協定又は取決めの当事国である締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来におけるものであるかを問わず、利害関係を有する他の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には、当該協定又は取決めの当事者の間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することとなる状況の下においては、当該協定若しくは取決めへの当該他の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための適当な機会を与える。

3　締約国は、承認を一方的に与える場合には、他の締約国に対し、2に規定する状況が存在するかどうかについて意見を明らかにするための適当な機会を与える。

1　締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行う金融サービス提供者の能力を向上させるに当たり金融サービス提供者の活動を規律する透明性がある措置が重要であることを認識する。各締約国は、金融サービスにおける規制の透明性を促進することを約束する。

2　各締約国は、この附属書の規定が適用される一般に適用される全ての措置が、合理的、客観的及び公平な態様で運用されることを確保する。

3　各締約国は、一般に適用される措置であって、自国が採用し、又は維持するものが速やかに公表され、又は公に利用可能なものとされることを確保する。(注)

注　各締約国は、自国が選択した言語によりこれらの情報を公表することができる。

4　各締約国は、実行可能な限りにおいて、次のことを行う。

(a)　利害関係を有する者(注)に対し、この附属書の規定に関係する一般に適用される規制であって自国が採用しようとするもの及び当該規制の目的を事前に公表し、又は事前に利用可能なものとすること。

注　この条の規定の適用上、締約国は、「利害関係を有する者」とは、その直接の資金上の利益に対して一般に適用される規制の採用が影響を与える可能性のある者をいうとの理解を共有していることを確認する。

(b)　利害関係を有する者及び他の締約国に対し、(a)に規定する規制の案について意見を提出するための適当な機会を与えること。

5　各締約国は、実行可能な限りにおいて、一般に適用される最終的な規制の公表の日と当該規制の実施の日との間に合理的な期間を置くべきである。

6　各締約国は、一般に適用される規約であって、自国の自主規制団体によって採用され、又は維持されるものが速やかに公表され、又は利用可能なものとされることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。(注)

注　各締約国は、自国が選択した言語によりこれらの情報を公表することができる。

7　各締約国は、この附属書の対象となる一般に適用される措置に関し、他の締約国の利害関係を有する者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける。

8　締約国の規制当局は、他の締約国の利害関係を有する者に対し、金融サービスの提供に関連する申請を不備なく行うための要件（必要とされる書類を含む。）を利用可能なものとする。

9　締約国の規制当局は、申請者の書面による要請があった場合には、当該申請者に対してその申請の処理状況を通知する。当該規制当局は、当該申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、当該申請者に対して不当に遅滞することなく通知する。

10　締約国の規制当局は、他の締約国の金融サービス提供者による金融サービスの提供に関する不備のない申請については、百八十日以内に行政上の決定を行い、申請者に対して当該決定を不当に遅滞することなく通知する。申請は、全ての関連する手続が行われ、かつ、全ての必要な情報が受領されるまでは、不備のないものと認められない。当該規制当局は、当該決定を百八十日以内に行うことが実行可能でない場合には、当該申請者に対して不当に遅滞することなく通知するものとし、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

11　申請を拒否した締約国の規制当局は、申請を拒否された申請者の書面による要請があった場合には、実行可能な限りにおいて、当該申請者に対してその拒否の理由を通知する。

第八条　金融サービスに係る例外

この附属書のいかなる規定も、締約国が、この附属書の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置（欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は金融サービスに係る契約の不履行がもたらす結果の処理に関する措置を含む。）を採用し、又は執行することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該措置を、同様の条件の下にある締約国の間若しくは締約国と非締約国との間の恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は金融機関について有する投資財産若しくは金融サービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

第九条　情報の移転及び処理

1　締約国は、各締約国が情報の移転及び処理に関する自国の規制上の要件を課することができることを認識する。(注)

注　締約国は、異なる規制上の取組方法を採用することができる。この1の規定は、この条の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。